平成25年度大阪市消費生活相談のまとめ

目 次

相談件数と特徴	1
相談件数の多い項目	2
区別相談件数	5
年代別(契約当事者)にみる相談件数	6
年代別(契約当事者)にみる商品・役務件数	7
販売・購入形態別にみる相談件数	9
用語説明	10
消費生活トラブルの解決	11
事業者指導の実施	12

平成26年6月

大阪市消費者センター

【相談件数と特徴】

平成25年度に消費者センターで新たに受け付けた件数は22,132件で、2 4年度と比べ約1,500件増加しました。そのうち問題が多い販売方法、商品、 サービスなどに着目した相談件数は18,730件となっています。

相談の多い商品・役務別でみると「放送・コンテンツ等」(ほとんどが、出会い 系サイトやアダルト情報サイトに関する相談)が多く、全ての区でも上位に入って います。ワンクリック請求、メールによる架空請求、利用料の不当請求などの相談 も依然として多く寄せられました。70歳代以上では健康食品(送り付け、電話勧 誘、通信販売などによる契約)が一番多くなっています。

また、「スマートフォン」の普及に伴う相談が多く、インターネット通信サービ スの相談も依然として多い状態です。

過去に未公開株やファンド型投資商品で被害にあった高齢者に、被害回復を装い 新たな金融商品等の購入を勧誘する悪質な二次被害も発生しました。

【件数の推移】

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
総相談件数	20,048	20,901	22,889	20,607	22,132
前年度増加率	9.8%	4.3%	9.5%	10.0%	7.4%

件数は、他の専門的相談機関や他都市のセンターを紹介したものを含む。

【高齢者に多い悪質商法 相談件数の推移】 60歳以上の当事者を対象

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
点検商法	85	86	78	94	102
SF(催眠)商法	25	16	15	15	13
かたり商法	71	81	74	74	299

[「]点検商法」には、ふとんの訪問販売など、住宅リフォーム以外のものも含む。 「かたり商法」には、注文していない商品の送り付けを含む。

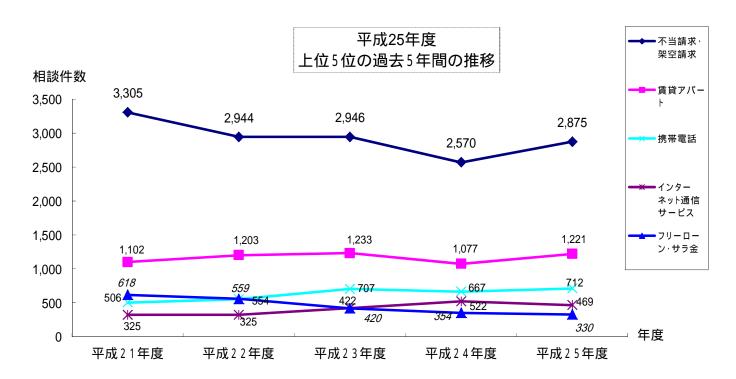
【若年者に多い悪質商法 相談件数の推移】

30 歳未満の当事者を対象

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
マルチ商法	413	256	240	212	193
キャッチセールス	51	41	33	18	22
アポイントメントセールス	190	107	78	65	59

相談件数の多い項目 上位5位

順位	項目	平成25年度	平成24年度	増加率 (%)	主な相談内容等
1	不当請求 · 架空請求	2,875	2,570	11.9	携帯電話・パソコン等で利用した覚えのないサイトの利用料金を請求する架空請求に関するもの、画面をクリックしただけで有料契約が成立したかのように思わせて法外な料金を請求するワンクリック請求に関するものなど
2	賃貸アパート	1,221	1,077	13.4	退去時に次の入居者のためのリフォームやハウスクリーニング費用を請求されたというもの、高額な修理費用を請求されたというものなど
3	携帯電話	712	667	6.7	スマートフォンの急速な普及にともない機器の故障に関するもの、通話や利用料金の高額な請求を受けたというもの、サービス内容が当初の説明と違うというものなど
4	インターネット通信サービス	469	522	10.2	光通信の執拗な勧誘やプロバイダ契約(契約変更)の解約手続きや高額な解約料に関するものなど
5	フリーローン・サラ金	330	354	6.8	多重債務、違法な高金利を徴収するヤミ金に関するもの など



各年度ごとにおける上位5件

順位年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1	不当請求·架空請求	不当請求·架空請求	不当請求·架空請求	不当請求·架空請求	不当請求·架空請求
2	賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート	賃貸アパート
3	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	携帯電話	携帯電話	携帯電話
4	携帯電話	携帯電話	インターネット通信サービス	インターネット通信サービス	インターネット通信サービス
5	インターネット通信サービス	インターネット通信サービス	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金	フリーローン・サラ金

平成25年度で多く寄せられた相談内容は以下のとおりです。

【架空請求・不当請求についての相談】

年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
架空請求·不当請 求の相談件数	3,305	2,944	2,946	2,570	2,875
相談件数全体に 占める割合	16.5%	14.1%	12.9%	12.5%	13.0%
前年度増加率	15.6%	10.9%	0.1%	12.8%	11.9%

「架空請求」・・・1,905件

架空請求は、メールやはがき、電話などにより、利用した覚えのない商品の購入 代金や、アダルトサイト・出会い系サイトなどの利用料金を請求するものです。

また、「ワンクリック請求」の手口では、アダルトサイトなどで年齢認証の確認をしただけで、利用料金を請求するものです。今年度「ワンクリック請求」に関する相談は、1,311件(前年度1,118件)となっています。

代表的な手口

- ・「総合サイトの退会期間を過ぎても退会の処理をしていないので、延滞料金が発生している」などの内容をメールで送りつけ、架空の利用料金を騙し取る手口。
- ・インターネットに接続し、いろいろなサイトを見ていたところ、突然出会い系サイトにつながり、「登録ありがとうございます」という表示が出て、利用料金を 請求する手口。
- ・パソコンで出会い系サイトを閲覧していて、年齢認証の確認をクリックしただけで、パソコンの画面に請求画面を貼り付ける手口。

「不当請求」・・・970件

不当請求は、携帯電話やパソコンにサイトへ誘導するメールを送りつけ、受取人がメールを開いてURLをクリックしたり、インターネットのサイトで画面をクリックしただけで、あたかも利用契約が成立したかのように思わせて法外な料金を請求するものや、応募していない懸賞に当選したと思い込ませ、その受け取り手続きをするための費用などと称して料金を請求するものです。

代表的な手口

・応募していない懸賞や海外の宝くじなどに当選したとメールや郵便が届き、受け 取り手続きをする費用を請求する手口。 ・有名芸能人の関係者を装い、「有名芸能人があなたと友達になりたいと言っている。やり取りをするために支払ったポイント料金は会った時に渡す」などと言葉巧みに次々とポイントを購入させるような手口。

【賃貸アパートに関する相談】

賃貸アパートに関する相談では、退去時に高額な補修費用を請求されたり、入居時に説明を受けてない費用の請求や、次の入居者のためのリフォームやハウスクリーニング費用を請求されたなどという相談が多数寄せられました。

賃貸アパートに関する相談件数

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	1,102	1,203	1,233	1,077	1,221
前年度増加率	13.5%	9.2%	2.5%	13%	13.4%

【スマートフォン・携帯電話に関する相談】

スマートフォンの急速な普及にともない、スマートフォンの特性を十分に理解せず利用して、様々なトラブルが発生しています。また、機器の早期故障、故障の頻発などの相談が多数寄せられました。

携帯電話に関しては、海外で利用した際の高額な請求などの相談がありました。

携帯電話 (スマートフォン含む)に関する相談件数

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談件数	506	554	707	667	712
前年度増加率	2.7%	9.5%	27.6%	5.7%	6.7%

【フリーローン・サラ金に関する相談】

フリーローン・サラ金に関する相談は、ヤミ金融に関する相談や多重債務に関する 相談が約8割を占めています。

フリーローン・サラ金やヤミ金融に関する相談件数の推移

	年 度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
7	リーローン・サラ金	618	559	420	354	330
	ヤミ金融	55	32	44	31	37
	多重債務	293	242	175	243	233
	上記の占める 割合	56.3%	49.0%	52.1%	77.4%	81.8%

区別相談件数

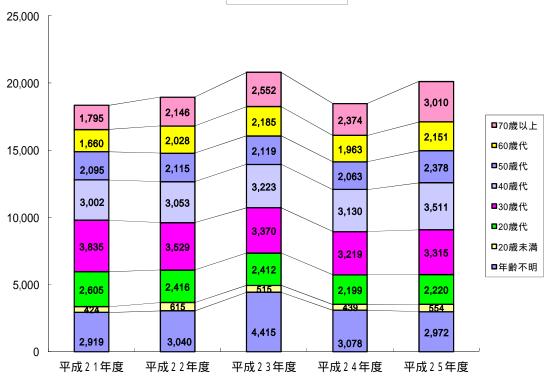
	相談件数	区別人口	人口1000人当りの 相談件数
北区	909	118,277	7.69
都島区	718	103,924	6.91
福島区	495	71,578	6.92
此花区	343	66,397	5.17
中央区	875	86,594	10.10
西区	681	88,837	7.67
港区	439	82,082	5.35
大正区	361	66,930	5.39
天王寺区	541	73,767	7.33
浪速区	467	66,469	7.03
西淀川区	467	96,518	4.84
淀川区	1,111	173,724	6.40
東淀川区	1,061	175,911	6.03
東成区	512	80,271	6.38
生野区	695	130,033	5.34
旭区	641	90,860	7.05
城東区	981	164,520	5.96
鶴見区	620	112,087	5.53
阿倍野区	707	108,472	6.52
住之江区	781	124,087	6.29
住吉区	986	154,492	6.38
東住吉区	827	128,916	6.42
平野区	1,140	197,194	5.78
西成区	589	118,929	4.95
区別合計	16,947	2,680,869	6.32
市内	500		
市外·不明	2,664		
その他	2,021		
全合計	22,132		

大阪市都市計画局発表 平成26年3月1日現在の数値

年代別(契約当事者)にみる相談件数

	平成25年度					
	相談件数	構成比(%)	前年度比 増減(%)			
20歳未満	554	3.2	0.4			
20歳代	2,220	13.0	1.3			
30歳代	3,315	19.3	1.6			
40歳代	3,511	20.5	0.1			
50歳代	2,378	13.9	0.5			
60歳代	2,151	12.6	0.2			
70歳以上	3,010	17.6	2.1			
年齢判明分合計	17,139	100.0				
年齢不明	2,972					
その他(市外の相談者など)	2,021					
合 計	22,132					

過去5年間の推移



年代別(契約当事者)にみる商品・役務件数(上位キーワード)

順位	商品·役務	平成25年度	平成24年度	増減
1	放送・コンテンツ等	3,516	3,228	288
2	レンタル・リース・貸借	1,519	1,413	106
3	相談その他	960	863	97
4	商品一般	601	480	121
5	役務その他	560	575	15
6	健康食品	552	325	227
7	インターネット通信サービス	469	522	53
7	移動通信サービス	469	497	28
9	電話機・電話機用品	431	312	119
10	工事·建築·加工	419	338	81
11	理美容	388	438	50
11	融資サービス	388	408	20
13	医療	348	301	47
14	パソコン・パソコン関連用品	341	271	70
15	書籍·印刷物	309	329	20
16	教室·講座	300	294	6
17	履物	275	135	140
18	婦人洋服	249	198	51
18	化粧品	249	204	45
20	自動車	230	221	9

主な相談内容
デジタルコンテンツ
不動産貸借(主に賃貸アパート)
結婚相手紹介・祈祷サービス
プロバイダ、光ファイバー
携帯電話等の通信サービス
電話機(携帯、スマートフォン)本体
住宅に関する工事
エステ
フリーローン・サラ金
医療サービスに関するもの
ソフト及び入出力機器、部品類
書籍・カタログ
資格講座、語学教室、ビジネス教室
男女化粧品、石鹸

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他・不明
1	放送・コンテン ツ等	放送・コンテン ツ等	放送・コンテン ツ等	放送・コンテン ツ等	放送・コンテン ツ等	放送・コンテン ツ等	健康食品	相談その他
2	玩具·遊具	レンタル・リー ス・貸借	レンタル・リー ス・貸借	レンタル・リー ス・貸借	レンタル・リー ス・貸借	相談その他	放送・コンテン ツ等	レンタル・リー ス・貸借
3	パソコン・パソコ ン関連用品	理美容	移動通信サー ビス	相談その他	相談その他	レンタル·リー ス·貸借	工事·建築·加工	放送・コンテン ツ等
4	自動車	教室·講座	電話機·電話機 用品	電話機·電話機 用品	商品一般	インターネット 通信サービス	相談その他	役務その他
5	相談その他	移動通信サー ビス	相談その他	移動通信サー ビス	工事·建築·加 工	工事·建築·加 工	ファンド型投資 商品	商品一般
6	履物	履物	商品一般	商品一般	インターネット 通信サービス	商品一般	商品一般	融資サービス
7	他の身の回り 品	商品一般	理美容	役務その他	電話機·電話機 用品	役務その他	書籍·印刷物	書籍·印刷物
8	婦人洋服	相談その他	役務その他	融資サービス	移動通信サー ビス	移動通信サー ビス	預貯金·証券等	工事·建築·加 工
9	レンタル・リー ス・貸借	電話機·電話機 用品	履物	インターネット 通信サービス	役務その他	健康食品	レンタル·リー ス·貸借	インターネット 通信サービス
10	商品一般	インターネット 通信サービス	教室·講座	パソコン・パソコン関連用品	融資サービス	生命保険	役務その他	電話機·電話機 用品
11	移動通信サー ビス	融資サービス	パソコン・パソコ ン関連用品	工事·建築·加 工	パソコン・パソコ ン関連用品	医療	インターネット 通信サービス	移動通信サー ビス
12	教室·講座	役務その他	婦人洋服	自動車	医療	電話機·電話機 用品	医療	健康食品
13	医療	婦人洋服	融資サービス	教室·講座	化粧品	預貯金·証券等	食器·台所用品	パソコン・パソコ ン関連用品
14	観覧·観賞	鞄	インターネット 通信サービス	医療	音響·映像製品	融資サービス	生命保険	医療
15	電話機·電話機 用品	パソコン・パソコ ン関連用品	鞄	婦人洋服	クリーニング	書籍·印刷物	他の住居品	電報·固定電話
16	理美容	医療	医療	理美容	健康食品	音響·映像製品	医療用具	他の行政サー ビス
17	音響·映像製品	自動車	自動車	履物	自動車	化粧品	アクセサリー	郵便・貨物輸送サービス
18	インターネット 通信サービス	他の教養·娯楽 サービス	家具·寝具	音響·映像製品	生命保険	食器·台所用品	家具·寝具	理美容
19	調理用品	アクセサリー	食器·台所用品	. –	アクセサリー	ファンド型投資 商品	電報·固定電話	修理·補修
20	アクセサリー	冠婚葬祭	外食·食事宅配	郵便・貨物輸送 サービス	他の教養・娯楽 サービス	パソコン・パソコ ン関連用品	化粧品	預貯金·証券等

上位キーワードとは、消費生活相談を情報収集しているPIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)で定義されている分類項目です。

【高齢者に多い悪質商法被害に関する相談件数】

	全体の相談件数	60歳以上が当事者の 相談件数	60 歳以上の当事者の 占める割合
点検商法	102	55	53.9%
SF(催眠)商法	13	11	84.6%
かたり商法	299	201	67.2%

高齢者に多い上記の悪質商法については、ここ数年急激な増減がありませんが、未 公開株、投資信託、海外先物取引などの契約金額が高額な利殖商法に関する相談では、 60歳以上の相談者の占める割合が非常に高くなっています。

複雑な仕組みの利殖商品を「高額配当が受け取れる」「損はしない」などと言葉巧みに勧誘され、「定期預金のようなもの」と思い込み契約したところ、利益が出るどころかほとんどお金が戻らなかったなどという相談が寄せられました。その他、日常生活に不必要な高額商品の過量販売の相談が多くなっています。

また、高齢者への健康食品の送り付けに関する相談は25年度前半に多く発生しました。

利殖商法に関する相談件数

	全体の 相談件数	60 歳以上が当事者 の相談件数	60 歳以上の当事者の の占める割合
ファンド型投資信託 商品	241	173	71.8%
デリバティブ取引	40	19	47.5%
未公開株	26	21	80.8%
公社債	39	33	84.6%

【若年者に多い悪質商法に関する相談件数】

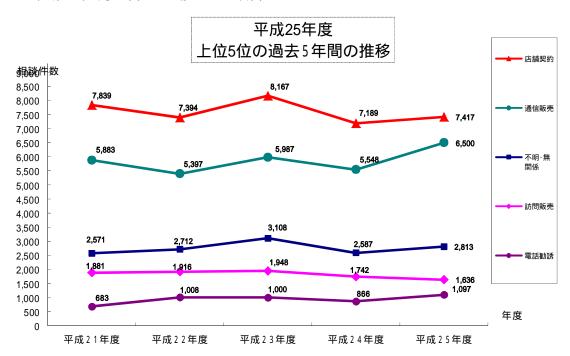
	全体の相談件数	30 歳未満が当事者 の相談件数	30 歳未満の当事者の 占める割合
マルチ商法	193	79	40.9%
キャッチセールス	22	16	72.7%
アポイントメントセールス	59	23	39.0%

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をきっかけとした「デート商法」から始まる「キャッチセールス」や「アポイントメントセールス」により、高額のエステサービスやアクセサリーなどを契約させられたという相談が、若年者を中心として引き続き寄せられています。

販売・購入形態別にみる相談件数

		平成25年度	
	相談件数	構成比(%)	前年度比 増減(%)
訪問販売	1,636	8.1	1.3
家庭訪販	1,031	5.1	0.4
アポイントメントセールス	59	0.2	0.1
キャッチセールス	22	0.1	0.0
SF商法	13	0.1	0.0
その他不明	511	2.5	0.9
通信販売	6,500	32.2	2.3
マルチ	193	1.0	0.2
電話勧誘	1,097	5.5	0.8
ネガティブオプション	133	0.7	0.3
訪問購入	154	0.8	0.7
その他無店舗	168	0.8	0.5
店舗契約	7,417	36.9	2.1
不明·無関係	2,813	14.0	0.0
小 計	20,111	100.0	
その他(市外の相談者など)	2,021		
合 計	22,132		

平成25年2月21日より追加された項目



用語説明

○ アポイントメントセールス

「プレゼントがあたった」などと電話やメールなどで呼び出し、アクセサリーやエステなどの契約をさせる手口。また、異性の販売員が電話やメールでデートに誘い出し、恋人のような雰囲気を作り、アクセサリーやレジャー会員権などを売りつける恋人商法と絡んだ手口。最近では SNS を利用した手口が多く見られる。

送りつけ商法(ネガティブオプション)

事業者から、消費者に対して一方的に商品を送り付けてくる商法。

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」と突然電話があり、消費者が申し 込んだ覚えがないと断っても、高圧的な態度で商品を強引に送りつけられるという事例が増加 している。

〇 かたり商法

「水道局の方から来ました」などと、官公庁の職員等であるかのように装い、高額な浄水器や防犯防災警報装置、消火器、健康器具などを売りつける手口。

〇 架空(不当)請求

電子メールやはがきなどで身に覚えのない有料サイトの利用料を請求する架空請求、メールを開いたりアクセスしただけで料金を請求する不当請求。

サイトで年齢認証をクリックしただけで、利用料を請求するワンクリック請求。

〇 キャッチセールス

ターミナルなどで「アンケートにご協力ください」などと呼び止め、喫茶店や営業所に 連れて行き、エステや化粧品などの契約をさせる手口。

〇 SF(催眠)商法

「日用品をタダであげる」と呼び止めて会場に誘い込み、買わないと損をするような一種の催眠状態に近い状態にして、高額な羽毛ふとんや健康食品などを買わせる手口。

〇 点検商法

屋根や床下などを無料又は低価格で点検するといって家庭を訪問し、「このままでは大事な家が壊れてしまい近隣にも迷惑がかかる」などと不安を煽り、工事の内容の割に高額で、ときには必要のない工事の契約を結ばせる手口。

○ マルチ商法(連鎖販売取引契約)

商品を買って会員になり、知人や友人を紹介すればリベートがもらえ、自分の系列に加入者を増やしていくと大きな利益が得られるというもの。しかし、利益を得るために強引な勧誘をした結果、友人との人間関係が壊れたり、売れない商品を抱え込んだりと問題の多い商法。

○ 押し買い(訪問購入契約)

買取事業者がいきなり訪問してきて貴金属を強引に買い取っていく飛び込み営業や、事前にアポイントを取るものの、不要な呉服を買い取るなどと説明して、貴金属の買取が目的であることを告げずに訪問日を約束する商法。

【消費生活トラブルの解決】

クーリング・オフの助言

訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引を始めとする一定期間内にクーリング・オフが可能な契約についての相談に対しては、クーリング・オフ制度の活用とその方法などを助言しています。

平成25年度にクーリング・オフを助言した相談案件は**687件**(前年実績685件)ありました。

あっせんの実施

事業者の販売方法等に法令違反などの問題点がある場合は、消費者の自主交渉だけでは問題解決が困難であるため、消費者と事業者の間に入ってあっせん交渉を行うことにより被害の救済を図っています。

平成25年度にあっせんを行った相談案件は718件(前年実績697件)あり、そのうち88%(同83%)である633件(同578件)をあっせん解決しました。

大阪市消費者保護審議会の活用

消費者センターによるあっせん解決が困難な案件については、大阪市消費者保護審議会(苦情処理部会)によるあっせん・調停の制度を活用することにより、消費者被害の救済を図ることとしています。

平成25年度は、「携帯ゲーム機のオンラインショップでゲームソフトを購入した 未成年者の契約取消しに関する紛争」について、平成25年9月18日付で、大阪市 から、大阪市消費者保護審議会会長にあっせん・調停を付託しました。

大阪市消費者保護審議会は、平成25年10月31日、同年11月18日、同年1 2月9日に苦情処理部会を開催し、相手方事業者及び申出人の事情聴取、あっせんを 行い、平成26年1月17日に大阪市消費者保護審議会報告書案を策定しました。

平成26年1月30日に、大阪市消費者保護審議会から大阪市に対し、紛争案件処理の報告がありました。

【事業者指導の実施】

大阪市消費者保護条例では、販売目的を隠した勧誘や、執拗・強引な勧誘、クーリング・オフの妨害などを「不当な取引行為」として禁止し、悪質な事業者による消費者被害を防止するため、違反した事業者に対して指導を実施しています。

平成25年度は、4事業者に対して指導を行い、是正を求めました。

なお、「特定商取引に関する法律 (特商法)」に基づく行政処分権限の権限がある大阪府と連携して、悪質な事業者に対する指導も強力に進めています。

文書又は口頭による事業者指導の実績

実績欄の(件数)は、府と連携した件数

	指導実績		対象事業者の主な業種
平成 25 年度 指導 (1 件)			・健康食品等の連鎖販売(2件)・電気通信事業の店舗販売・浄水器の訪問販売()
指導 平成 24 年度		1 2 (5件)	・エステ ・貴金属・宝石の販売() ・コンサル業務の電話勧誘 ・化粧品等の連鎖販売 ・防犯設備等訪問販売() ・電気通信事業、電話勧誘、訪問販売、店舗販売(3件) ・不動産特定共同事業の電話勧誘 ・新聞の訪問販売(2件)()
	勧告	2 (1件)	・防犯設備等訪問販売 ・浄水器の訪問販売()
平成 23 年度	指導	6 (3件)	・消火器、火災報知機の訪問販売・エステ(2件)・家庭用給湯器・太陽光発電機器の訪問販売()・新聞の訪問販売(2件)()
	勧告	3 (2件)	・有線テレビジョン放送事業等の訪問販売 ・土地のインターネット広告・宣伝等の訪問販売() ・換気扇フィルターの訪問販売()
亚世 22 年度	指導	7 (1件)	・消火器・換気扇フィルターの訪問販売 ・海外商品先物取引の訪問販売 等
平成 22 年度	勧告	2 (1件)	・消火器の訪問販売 ・アクセサリーの訪問販売
平成 21 年度	指導	1 5 (7件)	・火災報知機等の訪問販売 ・競馬ソフトのアポイントメントセールス 等
	勧告	1	・ダイビングのアポイントメントセールス